

令和5年度横浜市育児休業代替任期付職員 採用候補者選考受験案内

令和5年10月
横浜市人事委員会

【今年度の主な変更点】

- 1 郵送による申込みを廃止し、インターネットからの申込みへ変更しました。
横浜市電子申請・届出システムから申込み（エントリーシートの提出を含む）を受け付けます。スマートフォンからも申込みが可能です。
なお、申込みは11月24日（金）午前10時00分に締め切りますので御注意ください。
- 2 論文科目は、面接と同じ日に会場にて実施します。
論文を対面での試験とし、午前中に論文、午後に面接を実施します。
なお、選考日時の変更は受け付けることができません。（詳細はp.6）

◆募集職種◆

社会福祉、土木、建築、造園、環境、
衛生監視員、保育士、保健師

選考日（論文・面接） 令和5年12月16日（土）

【申込受付期間】

令和5年10月30日（月）午前10時00分～11月24日（金）午前10時00分
(11月24日（金）午前10時00分までに横浜市電子申請・届出システムに到達したものまで有効。)

◆注意事項◆

- 1 横浜市育児休業代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員です。
職員の育児休業の取得状況によっては、合格しても採用されない場合があります。
 - 採用候補者選考合格者は「採用候補者名簿」に登載されます。
 - 名簿登載期間は最終合格発表日から令和9年1月31日（予定）までの3年間です（その間、職員の育児休業が発生した場合に採用についての連絡をします。）。
 - 任期は1年以上3年未満で、職員の育児休業期間等に応じて設定されます。
 - 育児休業代替任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、サービス、災害補償等）については、原則として一般の職員と同様の扱いとなります。※ 育児休業及び育児短時間勤務を利用することはできません。
- 2 申込締切直前は、アクセスが大変混雑するため、余裕をもって申し込んでください。
いかなる場合でも締切を過ぎてからの申込みはできません。
- 3 申込締切後に申込みの申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することはできません。

1 選考区分、募集人員及び職務概要

選考区分	募集人員	職務概要
社会福祉	40人程度	主に、区役所（福祉保健センター）、児童相談所等の専門相談機関、社会福祉施設、局などで、相談支援、調査、指導、福祉に関する企画・立案などの業務に従事します。
土木	5人程度	主に、総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、港湾、地下鉄などの計画・建設において、土木関係の専門的技術の業務に従事します。
建築	5人程度	主に、総合的な都市整備や、公共施設（庁舎・学校・地下鉄など）の建設、開発・建築指導などの業務に従事します。
造園	数人	主に、都市公園や緑地、街路樹に係る設計・工事監督・維持管理及び開発に伴う緑化協議などの業務に従事します。
環境	数人	主に、工場の規制指導、大気・水質等の理化学分析、上下水処理等の水質管理、生態系や環境保全のための調査研究、地球温暖化対策など環境施策に係る企画・立案などの業務に従事します。
衛生監視員	5人程度	主に、医療局や区役所、市場などで、食品関係施設や環境衛生関係施設などに対する監視指導・検査や、動物の保護管理等の業務に従事します。獣医師免許保持者については、動物愛護センターにおける動物の健康管理等の業務や、食肉衛生検査所におけると畜検査等の業務に従事することもあります。
保育士	25人程度	保育所、一時保護所、児童養護施設、母子生活支援施設などで保育業務に従事します。施設によって深夜業を含む交替制勤務もあります。
保健師	5人程度	区役所（福祉保健センター）などで母子、高齢者、障害者等の保健福祉に関する相談・支援のほか、専門性を生かし、地域活動を通じた市民の健康づくりをサポートする業務や感染症対応などの健康危機管理業務に従事します。

※ 配属にあたっては能力、適性、実績を生かして幅広い職務に従事することがあります。

※ 募集人員については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。

【注意事項】

- (1) 交代制勤務などを要する職場に配属されることがあります。
- (2) 企業局を含む、横浜市の全組織に配属される可能性があります。
- (3) 複数の申込みはできません（複数の申込みをした場合、最終的に申請を受付した申込み内容を有効とします。）。

2 受験資格

- ◆ 選考の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の選考は受験できません。この場合、受験を無効とさせていただきます。
- ◆ 最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。
なお、卒業・修了や資格・免許取得の見込みを要件として受験した人は、この採用選考に合格しても、卒業・修了や資格・免許を取得できなかった場合には採用することができません。採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

(1) 全区分共通

ア 年齢制限はありません。

イ 衛生監視員区分は、日本国籍を有する人。

その他の区分については、国籍は問いません。

なお、外国籍の方は 5 外国籍職員の担当業務について (6 ページ) を参照してください。

ウ 次の(ア)、(イ)に該当する人は受験できません。

(ア) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法 (抜粋)

(欠格条項)

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(イ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心身耗弱を原因とするもの以外)

選考区分ごとの詳しい受験資格などは、4、5ページで確認してください。

(2) 選考区分ごとの受験資格

選考区分	受験資格（資格・免許など）
社会福祉	社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和6年3月までに取得する見込みの人（※1）
土木	総合的なまちづくりの計画や市街地整備事業、道路、河川、上下水道、港湾などの土木事業において、次のいずれかの職務経験を3年以上（令和5年10月31日時点）有する人（※2） (1) 企画・立案及び計画策定・進行管理、事業推進 (2) 改修・整備等工事の設計・積算・審査 (3) 工事の実実施計画・管理・検査、工事・補修・改修・整備等の施工監理
建築	次のいずれかの職務経験を3年以上（令和5年10月31日時点）有する人（※2） (1) 開発又は建築に関する基礎設計又は審査業務 (2) 土地又は建物に関する法令制限等の調査業務 (3) 設計、積算、施工監理、改修又は保全管理 (4) 市街地整備事業等の企画又は計画調整業務 (5) 都市計画、まちづくり等の企画又は調査業務
造園	次のいずれかの職務経験を3年以上（令和5年10月31日時点）有する人（※2） (1) 公園や緑地の計画・設計・管理 (2) 造園工事施工管理 (3) 都市緑化・景観等に関する調査研究
環境	次のいずれかの職務経験を3年以上（令和5年10月31日時点）有する人（※2） (1) 事業場等の公害防止 (2) 大気・水質等の理化学分析 (3) 水処理等の水質管理 (4) 生態系や環境保全等のための調査研究 (5) めっき等表面処理分野における加工・試験・分析
衛生監視員	食品衛生監視員の資格を有する人又は令和6年3月までに取得する見込みの人（※3）
保育士	次のいずれかに該当する人 (1) 保育士の登録を受けている人又は令和6年3月までに登録される見込みの人 (2) 神奈川県において、国家戦略特別区域法の規定による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けている人又は令和6年3月までに登録される見込みの人 (3) 国家戦略特別区域法の規定により都道府県（神奈川県は除く）が実施する国家戦略特別区域限定保育士試験を合格し、その登録の日から起算して令和6年3月までに3年を経過している人
保健師	保健師の免許を有する人又は令和6年12月までに免許取得見込みの人

※1 社会福祉の受験資格について

社会福祉主事の任用資格を有するには、次のア～ウのいずれかに該当することを要します。

ア 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、3科目以上履修し、卒業すること

※ 指定科目については、ホームページで必ず確認してください。

科目名称が完全に一致していない場合でも、次のいずれかの場合には受験できます。

(ア) 科目名称が次の通知の読替えの範囲に合致する場合

・「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について」の一部改正について（令和2年3月6日社援発0306第28号厚生労働省社会・援護局長通知）

(イ) 履修科目が指定科目に合致するものとして、国から個別に認定を受けた旨の証明書を大学が発行する場合

(ウ) 社会福祉主事任用資格取得（見込み）を証明する書類を大学が発行する場合

イ 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること

ウ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

※2 土木・建築・造園・環境の受験資格について

- ア 雇用形態は問いません。
- イ 勤務先での勤務時間が休憩時間を除き、**週30時間以上**であることが必要です。
- ウ 連続した1月以上の無給の休業期間（産前産後の休業及び育児・介護休業を除く。）は、**職務経験に含むことはできません。**
- エ 勤務先が複数ある場合、それぞれの勤務先での勤務期間を合算することができます。
エントリーシートの「これまでの職務経験」には、受験資格に係る全ての勤務先での職務経験を記入してください。
- オ 職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出ができる人に限ります。
職務経験の証明ができなかった場合は、合格を取り消します。

【育児・介護休業と産前産後の休業の取扱いについて】

〈育児・介護休業〉

- ・ 育児・介護休業を取得した期間がある場合は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、職務経験に含めることができます。
なお、休業期間がある場合は、必ずエントリーシートの指定の記入欄に記入してください。

〈産前産後の休業〉

- ・ 産前産後の休業期間は、継続して勤務・活動している期間及び職務経験に含めることができます。
※ 産前産後の休業とは、労働基準法第65条に基づくものをいいます。

※3 衛生監視員の受験資格について

食品衛生監視員の資格を有するには、次のア又はイのいずれかに該当することを要します。

- ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校において、次の①～⑦のいずれかの課程を修め卒業した人又は令和6年3月までに卒業する見込みの人

①医学 ②歯学 ③薬学 ④獣医学 ⑤畜産学 ⑥水産学 ⑦農芸化学

※ ⑤畜産学、⑥水産学、⑦農芸化学については、厚生労働省が定める課程を修めて卒業した人（卒業する見込みの人）が該当します。必要となる課程については、厚生労働省ホームページ「食品衛生管理者」に掲載されている厚生労働省通知「食品衛生管理者及び食品衛生監視員に係る資格要件の取扱いについて」で必ず確認してください。

※ 「医師」、「歯科医師」、「薬剤師」又は「獣医師」の免許を既に有する人も含まれます。

- イ 食品衛生法及び食品衛生法施行令により都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年3月31日以前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む）（学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校）において所定の課程を修め卒業した人又は令和6年3月までに卒業する見込みの人

※ 食品衛生監視員の任用資格を取得できる養成施設及び所定の課程（コースなど）については、厚生労働省ホームページ「食品衛生管理者」に掲載されている「食品衛生管理者養成施設一覧」で必ず確認してください。

3 選考の日時、会場及び合格発表

論文の過去の出題を、ホームページに掲載しています。

- ◆ 選考日時の変更は受け付けることができません。
- ◆ 当日の災害等の影響により、開始時間を最大2時間程度遅らせることがあります。

選考科目	内容	日時・会場	合格発表日	合格発表方法
論文	与えられた課題に対する論文 (字数750字以内、1時間30分)	【日程】令和5年12月16日(土) 午前：論文、午後：面接 着席：8時50分(予定) 選考終了：15時30分頃(予定) ※ 選考日時の変更は受け付けることができません。 ※ 着席及び選考終了時間は、申込状況等によって変更になる可能性があります。	令和6年 1月19日(金) 午前10時(予定)	ホームページに1週間 掲示します。 選考結果は、合否にかかわらず文書で通知します。
面接	個別面接	【会場】横浜市庁舎 (横浜市中区本町6-50-10) ※ 集合時間や持ち物等の詳細は、受験票やホームページ等で案内しますので、必ず確認してください。		

※ 全選考科目のうち、1つでも受験していない科目があった場合、選考は棄権とみなします。

※ 合否についての電話による問合せは一切お断りします。人事委員会事務局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

4 合格者の決定及び配点

論文と面接の結果を総合して決定します。

いずれかの選考科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。

論文	面接	総合点
100	300	400

5 外国籍職員の担当業務について

外国籍の方が受験を希望する場合は、次の事項を確認してください。

配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務に就くことができません。

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・ 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・ 市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・ その他公権力の行使に該当する業務

公権力の行使にあたる業務が含まれる区分と代表的な業務の具体例

<公権力の行使にあたる業務が含まれる区分>

社会福祉、土木、建築、環境

<代表的な業務の具体例>

- 社会福祉：生活保護の決定など
- 土木：都市計画決定、開発規制など
- 建築：建築行為の制限など
- 環境：各種規制など

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されます。

最終合格発表後に、本選考の過程において不正行為が判明した場合、受験資格がないこと（職務経験の証明ができない場合を含む。）、又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

(2) 採用候補者名簿に登載されると、令和6年4月1日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて、名簿登載期間の3年間で順次採用されます（採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか、登載されても必ず採用されるとは限りません。）。

(3) 採用にあたっては、事前に、勤務条件や勤務地、職務経験を確認するための連絡をします。その連絡は、居住地等を考慮のうえ、原則として成績上位順に連絡します。

(4) 採用が決まった人については、健康診断の受診や各種書類の提出などの手続を別途依頼します。

(5) 採用候補者名簿に登載されると、令和6年4月1日以降、次の場合に臨時的任用職員（※）として任用する可能性があります。

なお、臨時的任用職員としての任用については、横浜市電子申請・届出システムにおける申込みで同意（任意回答）をいただいた方のみが対象になります。

ア 職員の産前・産後休暇期間（16週程度）に勤務が可能な場合

イ 職員の育児休業取得期間（1年未満）に勤務が可能な場合

※【臨時的任用職員（注1）】

地方公務員法第22条の3（注2）及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号に基づき任用される職で、最大で1年を超えない範囲で任用されます。任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、原則として一般職員と同様の扱いとなります。

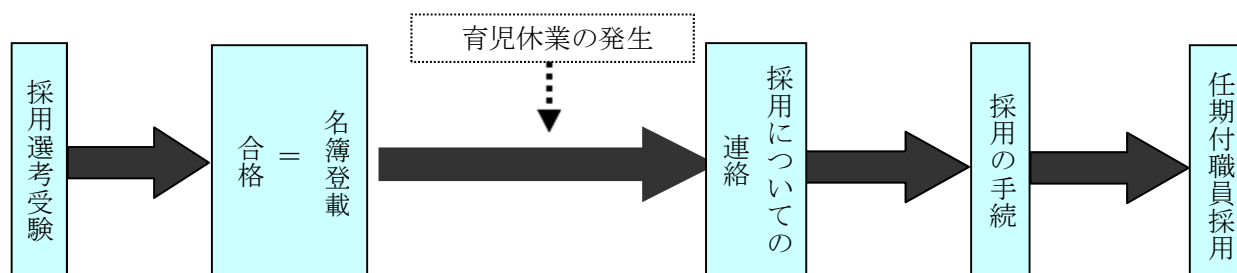
注1 育児休業及び育児短時間勤務を利用することはできません。

注2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）施行後の地方公務員法による

(6) 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった際には、採用されない場合があります。

(7) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。

《参考 採用までの流れ》



7 給与

選考区分	給与月額（地域手当を含む。）		選考区分	給与月額（地域手当を含む。）	
保健師	大学卒	226,200 円	社会福祉 (初任給調整 手当を含む。)	大学卒	214,896 円
	短大卒 (3年制)	218,892 円		大学院 修士課程修了者	228,700 円
保育士	大学卒	212,396 円	その他	大学卒	212,396 円
	短大卒	191,052 円		大学院 修士課程修了者	226,200 円
	高校卒	178,408 円			

(例) 衛生監視員区分の短期大学（2年制）及び高等専門学校新規卒業者の場合
⇒191,052 円（地域手当を含む。）

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

令和5年10月現在の初任給の目安は上表のとおりです。

なお、個々の採用前の職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は340,576円（地域手当を含む。）となります。

このほか、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。
また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合は、その定めるところによります。

8 勤務時間及び休暇等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです。

職種や配属される職場によっては、早番、遅番、土日祝日勤務、夜間勤務、24時間の交替勤務(当直勤務)もあります（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

(2) 休暇

年次有給休暇のほか、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、出生支援休暇、出産休暇、介護休暇などの休暇制度があります。

(3) 受動喫煙防止対策等

健康増進法の改正に伴い、横浜市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。

なお、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙としています。

(4) その他

育児休業及び育児短時間勤務を利用することはできません。

※ 上記内容は、令和5年10月現在のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なることがあります。

9 申込方法

申込みはインターネットで行ってください（スマートフォンも可）。

- ※ 複数の申込みはできません。複数の申込みをした場合、最終的に申請を受付した申込み内容を有効とします。
- ※ 申込締切後（11月24日（金）午前10時00分以降）に申請を取り下げた場合、「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することができません。
- ※ 申込締切直前は、アクセスが大変混雑します。システム機器の保守点検等により、インターネット申込受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、申込締切前日までに申込みを完了させるなど、余裕を持って申し込んでください。
- ※ なお、使用される端末や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。いかなる場合でも申込受付期間を過ぎての申込みは無効です。

【手順】

1 利用環境の確認

- ・ 申込みをした人には、横浜市電子申請・届出システム上で受験票（PDFファイル）を発行します。この受験票を印刷するためには、プリンターとPDFファイルが閲覧できるビューア（Adobe Acrobat Reader DCなど）が必要になります。
- ・ ブラウザなどの動作環境については、横浜市電子申請・届出システムのページ下[動作環境]や[ヘルプ]>「横浜市電子申請・届出システム操作マニュアル」を確認してください。

2 横浜市電子申請・届出システムへの登録

申込みにはシステムへの利用者登録が必要となります。（個人として登録してください。）

登録の際に取得したIDとパスワードは必ず控えておいてください。IDとパスワードを忘れると、申込み及び受験票のダウンロードができません。

※ 横浜市電子申請・届出システムへの登録だけでは、選考の申込みは完了していません。必ず、「4 横浜市電子申請・届出システム上での申込み」に沿って手続きを行ってください。

3 エントリーシートの作成

ホームページ及び申込フォームに様式を掲載します。様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入してください。（パソコン・手書きどちらでも可）また、作成にあたっては、ホームページに掲載している「エントリーシート記入上の注意」を必ず御確認ください。作成したエントリーシートは、横浜市電子申請・届出システムにて申し込む際に必ず添付してください。

4 横浜市電子申請・届出システム上での申込み

- ・ 横浜市電子申請・届出システムにログインし、[個人向け手続き]から申込みを行う手続件名を検索し、選択します。
- ・ [内容詳細]で手続内容を確認し、「次へ進む」から必要事項を入力します。
- ・ 上記の手順3「エントリーシートの作成」で作成したエントリーシートを添付します。
- ・ すべての必須項目を入力し、入力内容を確認した後、「申請する」ボタンをクリックします。

※ 送信後は、入力した内容及びエントリーシートの修正はできません。選択した区分等に間違いがないことを十分に確認してください。

ただし、締切前の段階であれば、申込みを取り下げた上で、再度申し込むことが可能です。取り下げについては、[ヘルプ]>「横浜市電子申請・届出システムの操作マニュアル」>「4. 手続きの申請」>「4.10 手続きの申請の取り下げ・窓口予約の取り消しを行う」を確認してください。

※ 画面が表示されてから60分以内に次画面（送信画面）に進まないとタイムアウトになります。タイムアウトになった場合は、入力した内容は破棄されるため、再操作が必要となります。

なお、入力内容は一時保存ができます。保存が必要な場合は、ページ下 [保存してあとで申請する] から、保存をしてください。

- ・ 横浜市電子申請・届出システムの「マイページ」にある利用者メニューの「申請履歴・委任状の確認」から、申込みした手続きの申請状況に「申請を送信しました」の文字が表示されていることを確認できれば、申込みは完了です。
- ・ 横浜市電子申請・届出システムに登録したメールアドレスに申請の到達をお知らせするメールが送信されます。

【次ページに続く】

5 受験票の発行

- ・ 受験票は、PDFファイルで発行します。
- ・ 12月1日（金）から12月5日（火）の間に、横浜市電子申請・届出システムのマイページに受験票を添付する作業を行います。
 - ※ 12月6日（水）を過ぎても添付ファイルがない場合は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。
 - ※ 12月6日（水）までは、受験票の添付状況等に関する問合せは御遠慮ください。
- ・ 受験票には、最近6か月以内に撮影した、鮮明な写真1枚（縦4cm×横3cm程度、上半身、正面向き、脱帽、カラー・白黒いずれも可、裏面に選考区分・受験番号・氏名を記入）を貼って、選考当日に持参してください。

◎選考区分を選択するときは要注意◎

申込時に入力する申請書の内容は申込完了後、修正はできません。
選択する区分を間違えないように注意してください。

◎エントリーシートを提出するときは要注意◎

申込時に提出するエントリーシートは申込完了後、修正は一切できません。
申し込む前に内容を必ず確認してください。

※ 締切前の段階であれば、申込みを取り下げた上で、再度申し込むことが可能ですが、申込締切後に取り下げた場合は「辞退」とみなし、いかなる理由においても受験することができません。

10 選考に関する注意事項

ホームページに掲載している下記通知を御確認ください。

▼「令和5年度横浜市職員採用試験・選考受験にあたって」及び「令和5年度横浜市職員採用試験・選考における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）」

【URL及び二次元コード】



<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyukenkakunin.html>

11 その他

- (1) 申込締切後の選考区分の変更は認めません。
- (2) この選考において提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用はしません。（電子申請・届出システムで臨時的任用職員の任用に関する事務における個人情報の利用に同意した場合を除く。）
ただし、合格者の提出書類等の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず11月24日（金）午前10時までに電話・FAX等で人事委員会事務局任用課に相談してください。
- (5) 選考の合格者及び不合格者には、通知に当該選考の総合順位、各選考科目の得点、総合得点及び合格点を記載して送付します。

- (6) 横浜市育児休業代替任期付職員への採用は、横浜市職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、その他の職員採用の際に優先されるものではありません。
- (7) 試験・選考日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、ホームページ及び横浜市人事委員会事務局公式X（旧Twitter）でお知らせしますので、御確認ください。

12 よくある質問

Q インターネットでの申込みがうまくできません。

A 横浜市電子申請・届出システムのトップページ下にある「動作環境」や「よくあるご質問」のページを参照し、動作環境を整えてから申込みをしてください。

なお、申込手続は御自身の端末でなくても構いません。学校のパソコンなど、インターネット環境が整っていれば申込みは可能です（別途、エントリーシート添付、受験票発行などの際にプリンターとPDFファイルが閲覧できるビューア（Adobe Acrobat Reader DCなど）が必要。）。

障害等の理由により、インターネットでの申込みが難しい場合は、人事委員会事務局任用課に問い合わせてください。

Q エントリーシートの作成及び添付ができません。

A エントリーシートは、ホームページに掲載の様式をダウンロードし、作成してください。パソコンで作成する際には、Microsoft word又は、Adobe Acrobat Reader DCなどが必要です。手書きの場合は、スキャナ等を利用し、PDFファイルに変換してください。

なお、添付できるファイルは1ファイル（最大10MBまで）です。

その他、ホームページに掲載の「エントリーシート記入上の注意」を必ず御確認ください。

Q 横浜市電子申請・届出サービスのID・パスワードを忘れてしまいました。

A 横浜市電子申請・届出システムの「よくある質問」にある [3. 利用者ID・パスワードについての質問](#) を参照し、手続を行ってください。

Q 受験票はいつ添付されますか。

A 12月1日（金）から12月5日（火）までの間に、横浜市電子・届出申請システムのマイページに受験票を添付する作業を行います。

12月6日（水）を過ぎても添付がない場合は、人事委員会事務局任用課に問い合わせてください。

12月6日（水）までは、受験票の添付状況等に関する問合せは御遠慮ください。

Q 申込みが完了しているのか不安です。

A 横浜市電子申請・届出システムのマイページにある利用者メニューの「申請履歴・委任状の確認」から、申込みした手続きの申請状況に「申請を送信しました」の文字が表示されていることを確認できれば、申込みは完了しています。また、横浜市電子申請・届出システムに登録したメールアドレスに申請の到達をお知らせするメールが届いていれば、申込みは完了しています。

Q 受験に際して、居住地、出身校、職歴、就職活動状況（併願状況）などによる有利・不利はありますか。

A 採用選考の可否は選考の結果のみで決定しており、そのようなことは一切ありません。

Q 受験を辞退する場合、申込みを取り下げる必要はありますか。

A 取り下げる必要はありません。また、辞退する際は当日の欠席をもって辞退とみなしますので、辞退する旨の連絡は不要です。

Q 過去に出題した問題は公表していますか。

A 論文の過去に出題した問題は、ホームページに掲載しています。

【求められる職員像<全試験・選考共通>】

■ヨコハマを愛し

横浜と横浜市民に対して強い関心を持ち、市民に貢献する仕事に誇りと自信を持つ
市民の目線で考え、相手の立場や気持ちに寄り添い、主体的に行動する
“開かれた都市・横浜”の魅力を理解・発信し、国際貢献できる人材を目指す

■市民に信頼され

公務員としての自覚を持ち、「職員行動基準」に沿って誠実・公正に行動する
知識・能力を備え、やるべきことを着実にやり、自らの役割・責任を果たす
人権とコンプライアンスの意識、協働の姿勢を持ち、市民と信頼関係を築く

■自ら考え行動する職員

課題解決に向けて主体的に取り組み、「チーム横浜」で日々の業務にチャレンジする
自らのキャリアを考え、積極的に能力開発に取り組む
全体の奉仕者として自らに求められていることを考え、行動する

▼令和4年度実施結果

ホームページの実施状況・結果をご確認ください。

▼URL及び二次元コード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/saiyo-info/zyokyo/ikukyu-kekka.html>



【問合せ】

横浜市人事委員会事務局任用課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045 (671) 3347 FAX 045 (641) 2757

▼ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/saiyo/>

▼横浜市人事委員会事務局公式 X (旧Twitter) @yokohama_ninyo

▼横浜市人事委員会事務局公式Instagram @yokohama_recruit

